

佐本生企発 第630号
 佐本刑企発 第263号
 佐本人少発 第247号
 佐本捜一発 第256号
 佐本組対発 第359号
 佐本地発 第184号
 令和6年10月30日

各部長
 各参事官 殿
 各所属長

有効	令和8年3月31日まで
安全・安心推進係	

佐賀県警察本部長

連続強盗事件等を受けた緊急対策について（通達）

首都圏を中心に全国各地で、犯罪実行者募集情報に応募したと思われる者が複数で深夜にハンマーやバールで窓ガラスを破壊するなどして住宅街の中高年が居住する家屋に侵入し、被害者を縛った上で暴行を加え、家屋に保管されている多額の現金を奪うという極めて悪質な強盗事件等が多発している。当県においては、現在まで同様の事件は発生していないものの、今後発生するおそれがあることから、各位にあっては、強盗事件への対策も盛り込んだ「国民を詐欺から守るための総合対策」（令和6年6月18日犯罪対策閣僚会議決定）に定められた対策を引き続き実施するとともに、特に下記の事項については緊急に対策を強化されたい。

記

1 脅迫されていることを理由に犯罪に加担しようとする者等に対する効果的な呼びかけ等の実施

自身や家族に危害を加えるなどと脅迫されていることを理由に犯罪に加担しようとする者に対して、警察への相談・通報を呼びかけ、相談等があった場合には保護するなど適切に対処することで犯罪の実行に至らないよう取組を強化すること。

(1) 脅迫されていることを理由に犯罪に加担しようとする者への呼びかけ

犯罪に加担しようとする者の中には、何も知らずに高額な報酬につられて犯罪実行者募集情報に応募し、自身や家族に危害を加えるなどと脅迫されていることを理由に犯罪に加担しようとする者がいる。そのような者が実際に犯罪に関わることがないように、

- ・犯罪を行う前に、110番や匿名通報ダイヤルへ通報したり、近隣の警察署等に相談したりすること
- ・警察は相談を受けた本人や家族を保護等する用意があること
- ・犯罪に関与すると取り返しのつかない結果を招くこと

などを呼びかけること。

(2) 犯罪実行者募集グループに脅迫されている者の保護等

犯罪実行者募集情報に応募して犯罪に加担しようとする者の中には、自身や家族に危害を加えるなどと脅迫されていることを理由に犯罪に加担しようとする者もいるこ

とから、そのような者から相談があった場合には、状況に応じて、「佐賀県警察保護対策実施要綱」（「佐賀県警察保護対策実施要綱の制定について」（令和6年4月4日付け佐本組対発第109号）別添）や、「人身安全関連事案への対処体制等について」（令和6年6月13日付け佐本人少発第170号ほか）等に基づいて、保護するなど適切に対処すること。

(3) 求人情報に応募しようとする者への呼びかけ

通常のアルバイト募集と考え、仕事の内容を確認せずに応募し、相手方の指示に従って、匿名性の高いアプリをインストールして個人情報を送信した結果、自身や家族に危害を加えるなどと脅迫されていることを理由に犯罪に加担する者もいることから、求人情報に応募しようとする者に対して

- ・ 仕事の内容を明らかにせず、高額な報酬の支払を示唆するもの
- ・ 応募後、匿名性の高いアプリへ誘導するもの
- ・ 応募者に対して、運転免許証や顔写真等の個人情報の送信を求めるもの

等の不審点のある求人情報には応募しないこと、特に個人情報を送信することの危険性について、様々な機会を通じて積極的な発信を行うこと。

2 警戒活動の強化

(1) 深夜帯における住宅地周辺の警戒活動の強化

深夜帯に事件が発生していることを踏まえ、深夜帯における住宅地周辺の警戒活動を重点的に実施すること。

捜査用車両による秘匿警戒に加え、パトカー等による警戒活動に際しては、赤色灯を点灯させるなどして、見せる警戒活動による犯罪の抑止及び地域住民の安心感の醸成に努めること。また、徒歩又は自転車による警戒活動に際しては、人目に付きにくい場所に至るまで、きめ細かく警戒活動を徹底すること。

(2) 職務質問等の徹底

警戒活動中に、住宅地を周回するなど不審な動きをする車両や人物を発見した場合には、躊躇なく職務質問を実施すること。

また、ハンマー、バール等の工具を用いてガラスを割って侵入する事件が相次いでいることを踏まえ、不審者・車両を発見して職務質問を行う場合には、工具等の犯行用具や強取した金品等を所持している可能性を念頭に、所持品検査を徹底すること。

以上